

瀬戸内市監査委員公表第5号

平成30年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成30年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小野 田 光

所管部署	教育委員会総務学務課
指摘事項	措置の内容
総務学務課は、補助金等の交付に当たり、交付申請、交付決定等のすべての手続きを行うことなく補助金等を交付しており、補助金等交付規則に違反していると認められる。	部活動での全国大会等に出場する旅費などへの補助金は、「瀬戸内市中学校部活動全国大会等出場補助金交付要綱」を令和4年4月1日に作成し、運用しています。

所管部署	福祉部福祉課
意見（要望事項）	措置の内容
福祉課は、補助金等の交付に当たり、要綱等を定めることなく、複数年にわたり継続的に補助金等を交付している。透明性を確保し、市民への説明責任が果たせるよう、真にやむを得ない場合を除いて、要綱等を定めて補助金等を交付するなど、改善する必要があると認められる。	次の補助金交付要綱を、令和4年4月1日に制定しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市社会福祉協議会補助金交付要綱 ・瀬戸内市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱 ・瀬戸内市遺族会補助金交付要綱 ・瀬戸内市更生保護女性会補助金交付要綱 ・瀬戸内市保護司会補助金交付要綱